
第3章 プランの基本的な考え方

第3章 プランの基本的な考え方

1. 基本理念と目標

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進していくことを目的としたものです。この基本法は、男女共同参画社会を「女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会」としており、そうした男女共同参画社会の形成は、21世紀の最重要課題です。

人口減少社会の本格化、人生100年時代の到来による働き方・暮らし方の変化、新型コロナウイルス感染症による影響など、社会情勢は変化しています。どのような立場や環境におかれている人も、人権が尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野に等しく参画し、個性と能力を十分に発揮できる、仕事と生活の調和が図られた「男女共同参画社会」の実現が引き続き望まれています。そのためには、男女平等の確立を根幹として、社会全体に男女平等の意識を醸成していく必要があります。

また、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関する事等も含め、どのような環境にあっても、すべての人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会を実現することにつながります。

これらのことを考慮し、基本的な理念を「人権の尊重」と「ジェンダー平等の実現」に置き、次に定める基本目標のもとで、「誰もが個性と能力を発揮できる豊かなまち」をめざします。

基本理念	人権の尊重、ジェンダー平等の実現
めざす姿	誰もが個性と能力を発揮できる豊かなまち



基本目標	
I	お互いを尊重しあうための意識変革
II	社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進
III	家庭や地域での平等と安全安心な暮らしの実現
IV	多様なライフスタイルを可能にする環境の整備
V	あらゆる人への暴力を許さない社会の確立

2. プランの位置づけ

男女共同参画社会の実現は、すべての市民に関わることです。このプランは、網走市を構成する市民、民間団体、企業、行政などすべての者がそれぞれの役割を担い、一体となって取り組むための指針となるもので、次の事項に位置づけるものとして「網走市男女共同参画プラン推進会議」での検討を経て策定したものです。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画計画
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画（該当部分：基本目標Ⅱ、基本目標Ⅲ）
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画（該当部分：基本目標Ⅴ）
- (4) 国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び、道の「第 3 次北海道男女平等参画基本計画」を勘案した計画
- (5) SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図る計画
- (6) 「第 6 期網走市総合計画」の地域協働に関する個別計画として位置づけ、他分野の関連計画との整合性を図った計画
- (7) 「第 2 次網走市男女共同参画プラン（H24～R3）」を引き継ぐ計画

3. プランの期間

このプランの期間は、令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間とします。なお、今後の社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じてプランの実効性を高めることを目的に見直しを行うものとします。

4. プランの評価・点検について

プランの推進にあたっては、社会情勢の変化に対応した適切な施策を推進するため、毎年度、進捗状況の評価・点検を行います。

5. 第3次網走市男女共同参画プランのポイント

(1) SDGs（持続可能な開発目標）との関連について

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、令和12（2030）年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、包括的な17の目標が設定されており、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととされています。



本プランの推進により男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに掲げられた「5ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとするすべての目標の達成への寄与を図ります。



(2) 女性が活躍しやすい環境整備の推進について

国の男女共同参画基本計画では、第4次計画策定以降、働き方改革の推進や女性の職業生活における活躍の推進が強調されています。その実現のためには、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、無意識のうちに性別による差別・区別が生じないようにすることが必要です。

上記のような意識改革を基本に、各種ハラスメントの防止、あらゆる暴力の予防と根絶に向けた取り組みなど、女性が働きやすい環境整備に向けた働きかけを推進します。

(3) デジタル化社会への対応

スマートフォンの普及やセンシング技術の高度化、5Gの普及など、デジタル化社会が到来しています。AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与することとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むように取り組んでいく必要があります。理工系分野の選択促進に関する男女平等意識の啓発や、大学、研究機関、企業（経済団体）等への男女共同参画社会づくりへの理解の促進、ICTの活用などによる労働環境の改善及び情報発信を図ります。

(4) 男女共同参画の視点に立った災害に強いまちに向けて

あらゆる分野において男女共同参画の視点を強化することが求められています。とりわけ、災害時などの非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の負担が女性に集中したり、配偶者等からの暴力や性被害・性的暴行が生じたりするといったジェンダー課題が拡大します。

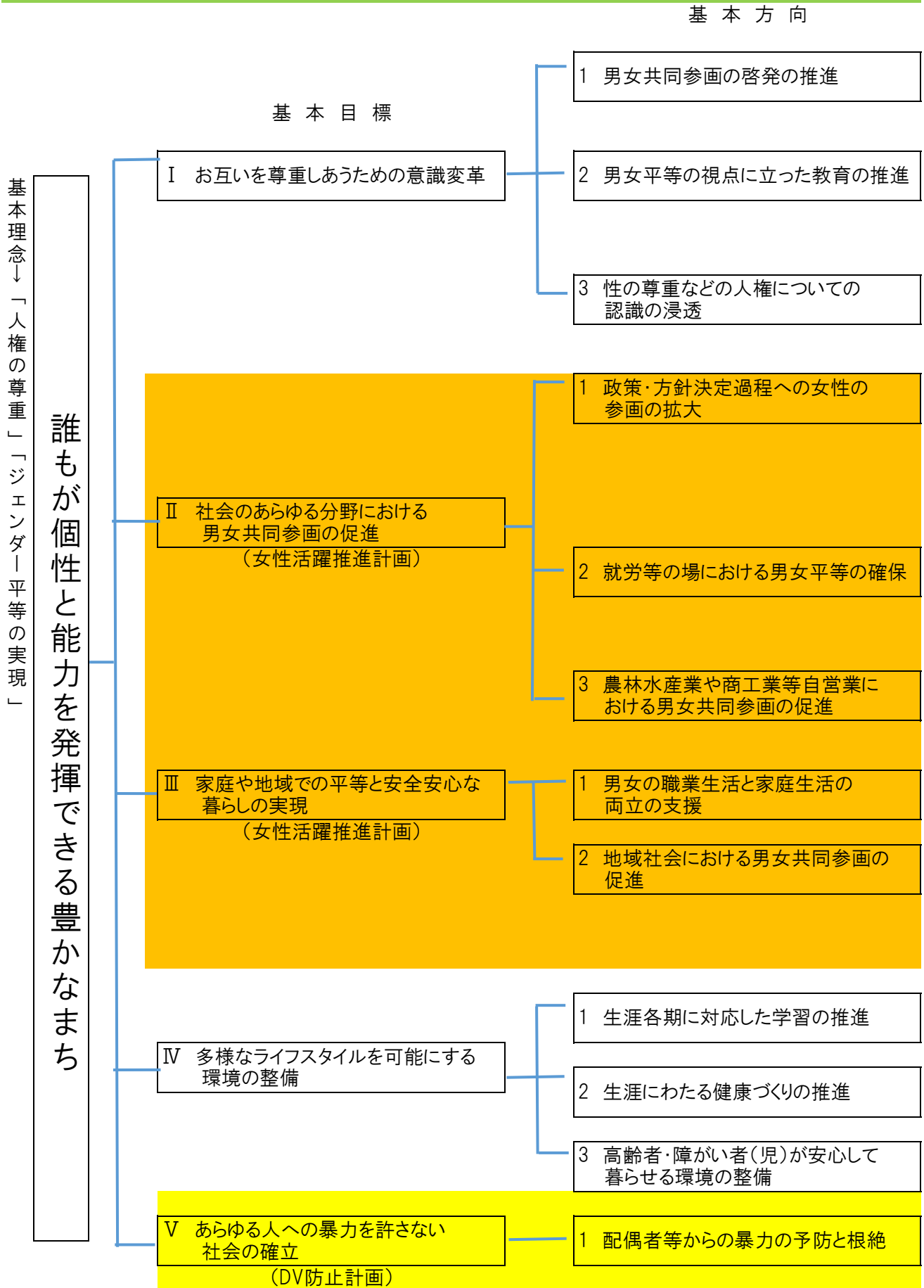
「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を活用した避難所運営など、非常時に備え、男女共同参画の視点を反映した防災・復興対策の取り組みを進めます。

(5) 多様性の尊重について

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めることは、「男女」にとどまらず、性的指向・性自認（性同一性）に関する事等も含め、すべての人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会を実現することにつながります。

誰もが性別にとらわれることなく、多様な選択をすることができるよう、多様性の尊重についての理解の促進を図ります。

6. プランの体系図



取り組むべき施策

- ① 広報・啓発活動の充実
 - ② 調査の充実
 - ③ 情報収集・提供の充実
- ① 家庭における男女平等教育の推進
 - ② 学校等における男女平等教育の推進
 - ③ 科学技術・学術における男女共同参画の推進
 - ④ 社会における男女平等教育の推進
- ① 性の尊重、ジェンダー平等の浸透
 - ② 母性・父性の重要性の浸透
 - ③ 各種ハラスメントの防止

- ① 審議会等への女性の登用の推進
 - ② 役職等への女性の登用の促進
 - ③ 庁内における男女共同参画の推進
- ① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
 - ② ICTの活用などの職業能力開発の充実
 - ③ 女性の再就業の支援
 - ④ 起業化をめざす女性への支援
 - ⑤ パートタイムや派遣労働者、家内労働者の労働条件の整備
 - ⑥ 多様で柔軟な働き方の普及
- ① 農林水産業等自営業における男女共同参画の促進
 - ② 農林水産業等自営業における労働環境の整備
- ① 家庭生活への男女の共同参画の促進
 - ② 安心して子育て・介護ができる体制の充実
- ① 防災・復興における男女共同参画の推進
 - ② 地域活動の促進
 - ③ ボランティア活動の促進
 - ④ 姉妹都市・友好都市との交流

- ① 学習機会の提供・充実
- ② 生涯学習関連施設の充実
- ③ 学習情報の提供機能や相談体制の充実

- ① 健康づくりの推進
- ② 保健医療体制の充実

- ① 生きがいと社会参加の促進
- ② 住環境整備、介護・看護サービスの充実

- ① 相談・支援体制の確立
- ② 暴力をなくす運動の啓発